

## 県内農業共済組合の組織再編整備について

県内の7つの農業共済組合と滋賀県農業共済組合連合会は、「滋賀県農業共済組合組織再編整備計画」(平成23年3月策定)に基づき、関係者による「農業共済特定組合設立準備委員会」を昨年6月に設置し、合併に向けて予備協議を重ねてきました。

その結果、本年8月8日に組合間で合併予備契約が締結され、8月下旬開催の各組合の臨時総代会において合併議決がなされたところです。

今後、平成25年4月1日の県域組合設立に向けて、農業災害補償法に基づく法定手続が進められ、県に対し設立認可申請が行われる予定です。

### 1. 経 過

#### (1) 過去の組織再編整備

本県では、これまでに町村合併や第1次、第2次の農業共済組合組織再編整備を通じて合併が進み、昭和20年代には187あった組合が現在の7組合にまで統合された。

#### (2) 各組合の抱える課題

- ① 農業者の高齢化、担い手不足等による農業共済加入者の減少
- ② 大幅な国庫事務費負担金の削減  
などにより各組合の事業運営は一層困難な状況に

#### (3) 国(農林水産省)の指導方針

- ① 「組織体制強化の推進」(平成21年3月経営局長通知等)  
内部努力で十分な組織体制強化が見込めない場合、組織再編を検討
- ② 「1県1組合化の取組の推進」(平成22年11月経営局長通知)  
今後、1県1組合化による二段階制への移行を基本方針として推進

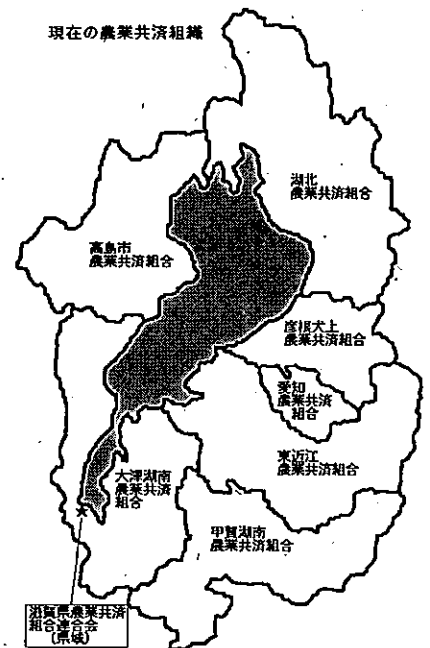
#### (4) 県の対応

「滋賀県農業共済組合組織再編整備計画」の策定(平成23年3月)

- ① 目 的 新たな組織再編の推進・体制強化  
→ 農業共済組合の安定的・効率的事業運営の確保  
→ 農家経営の安定に寄与(セーフティネット維持)
- ② 策定経過 平成22年5月～ 農業共済組合組織再編整備研究会(事務責任者)  
同年9月～ 農業共済組合組織再編整備推進検討委員会  
平成23年2月 (各組合長、連合会会長、農家・農業団体関係者、学識経験者、県農政水産部長)
- ③ 計画概要 組織再編：現行7組合を1組合化、連合会の権利義務を承継  
目標年次：平成25年度を目標  
配慮事項：(ア) 農家サービスの維持・向上 (イ) 財務体質の強化  
(ウ) 組織体制の強化 (エ) 支所等の必要性の検討

#### (5) 各組合および連合会の取組

- 平成23年6月～ 滋賀県農業共済特定組合設立準備委員会(各組合長、連合会会長・理事、  
県農政水産部長)における予備協議
- 平成24年8月8日 合併予備契約等調印
- 8月下旬 7組合の臨時総代会において合併議決



## 2. 合併予備契約(平成24年8月8日締結)の概要

### (1) 基本事項

◇合併の方法 ・新設合併

◇新組合設立の日 ・平成25年4月1日  
(注)特定組合設立の時期 (新組合が連合会の権利義務を承継する時期)  
平成25年5月1日

◇新組合の名称 ・「滋賀県農業共済組合」

◇事務所 ・本所 現在の連合会事務所 (大津市)  
・支所 現在の7組合事務所

### (2) 組織

◇総代 ・定数 120人以内 ・任期 3年

◇損害評価員 ・定数 1,939人以内 ・任期 3年  
※「損害評価員」:集落ごとに選任され、災害が発生した場合に、現地において損害を調査する損害評価を行う。

◇NOSAI部長 ・定数 1,769人以内 ・任期 1年  
※「NOSAI部長」:農家と組合を日常的につなぐ協力員として集落ごとに設置。組合からの事務に関する農家への連絡のほか、共済細目書のとりまとめや共済掛金等の集金、損害通知の受理、各共済事業の加入推進等の役割を担っている。

◇役員 ・定数 23人(理事20人・監事3人)  
(ただし、設立当初は7人(理事5人・監事2人))  
・任期 3年  
(ただし、設立当初の役員は最初の総代会(設立後1年以内に開催)で選任された役員就任日の前日まで)

### (3) 事業

◇共済掛金率 ・国の告示の料率による(ただし、農作物・果樹共済について合併特例による合併前の組合の料率を適用)  
※「共済掛金率」:共済加入者が負担すべき共済掛金を算出する基礎となるもので、過去一定年間の被害率をもとに農林水産大臣が定めることとなっており、原則3年ごとに改定される。

◇事務費賦課単価 ・水稻共済 150円/10a(※7組合現行の最低水準に)  
・水稻共済以外(※7組合現行の概ね中庸の額に)  
※「事務費賦課単価」:事務費賦課金は、組合が共済事業を運営するために必要な事務費で、国庫負担金等の収入を充てても不足する部分を組合員が負担。賦課単価は共済目的ごとに組合が定めるその算出単価。

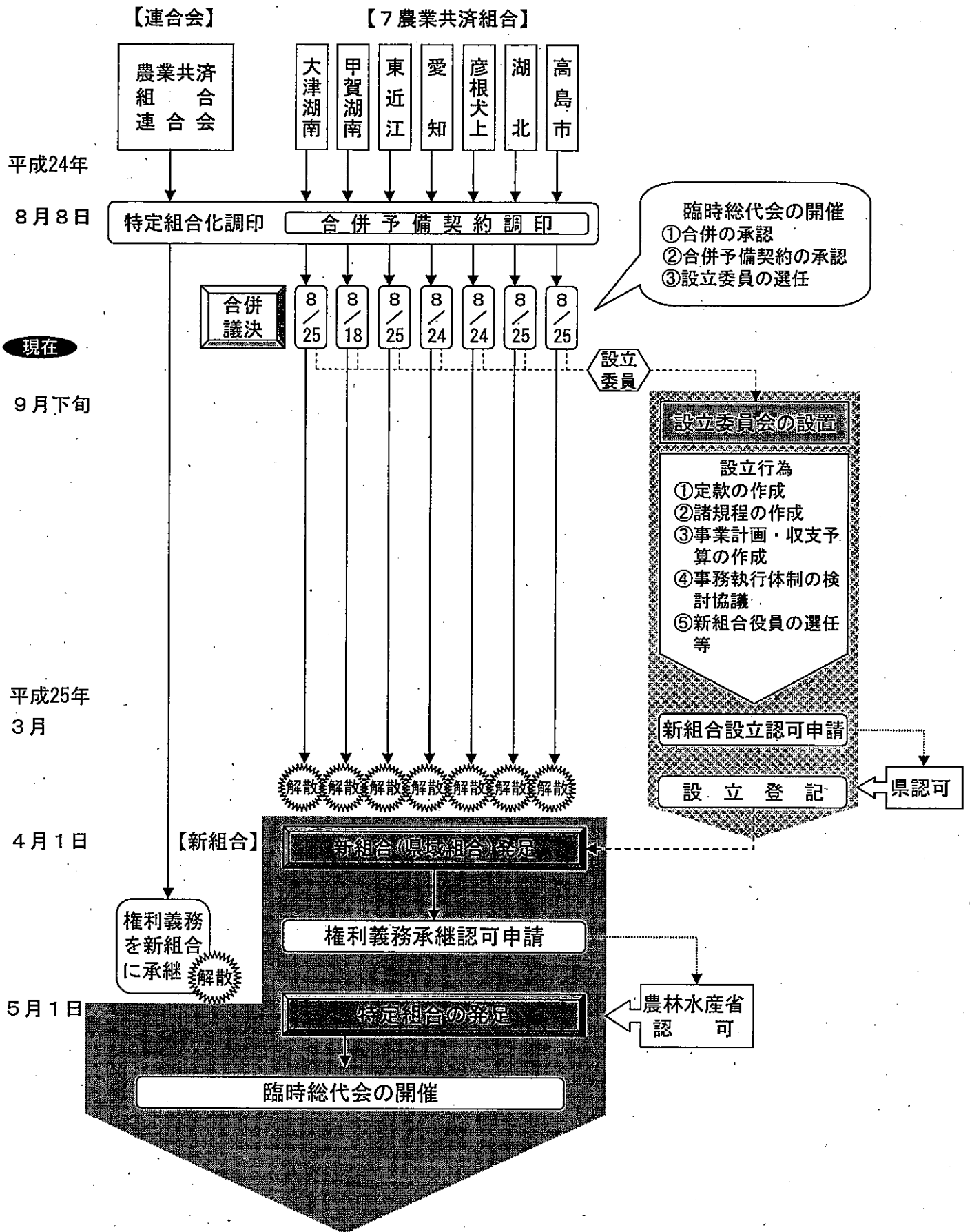
◇損害防止事業 ・共済事故の未然防止や損害の発生・拡大防止のために特に必要な対策を実施

### (4) 財産・手続

◇現有財産等 ・各組合の平成25年3月31日現在の一切の財産・権利義務を新組合に引き継ぐ

◇設立手続関係 ・設立委員を各組合1名ずつ総代会において選出

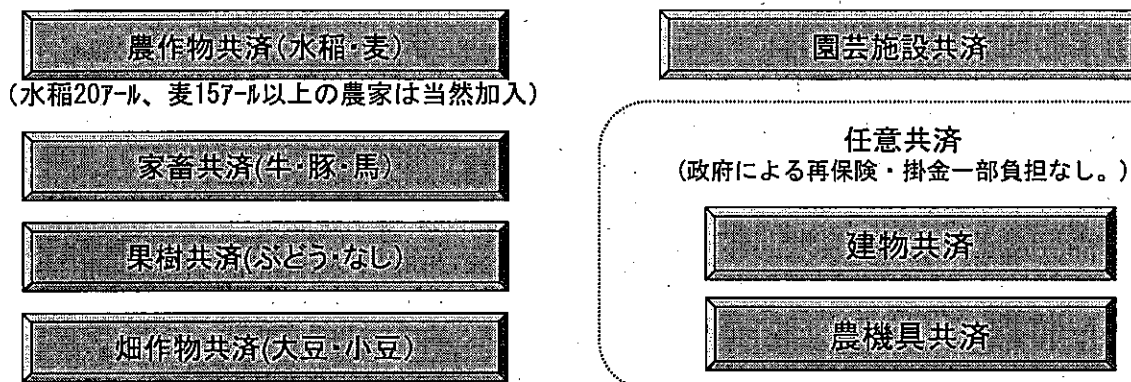
### 3. 今後の取組予定等



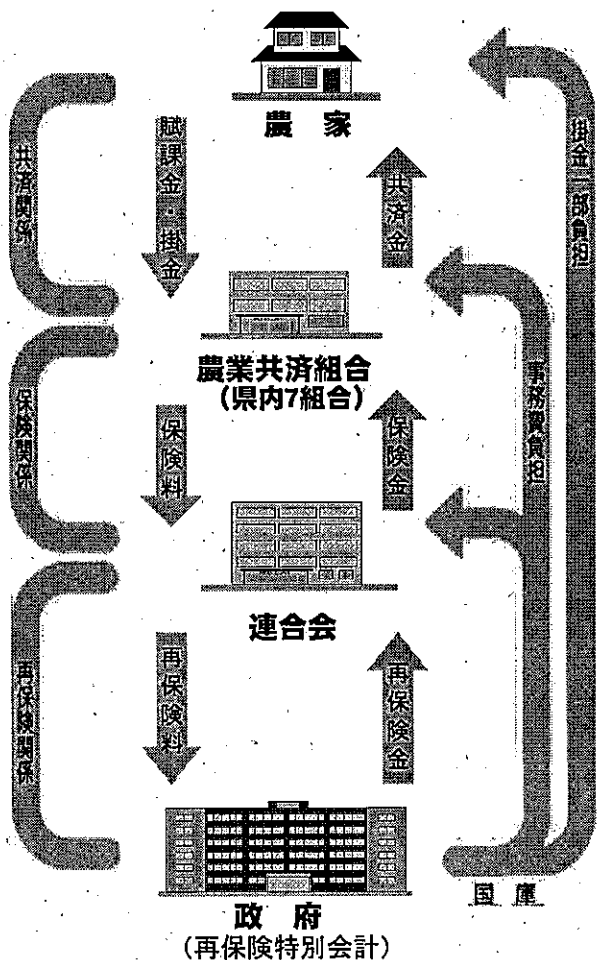
(参考) 農業共済(NOSAI)制度とは

- 農業共済制度は、農業災害補償法に基づき農業者が自然災害等によって受けた損失を補償する国の公的な災害対策救済制度
- 制度の運営は、農業共済組合、農業共済組合連合会、政府の三段階制（特定組合においては農業共済組合および政府の二段階制）をとって農家への共済金の支払いに支障が生じないようにリスクを分散
- 事業の公共性に鑑み、各共済組合・連合会の事務運営費や共済掛金の一部を国庫で負担

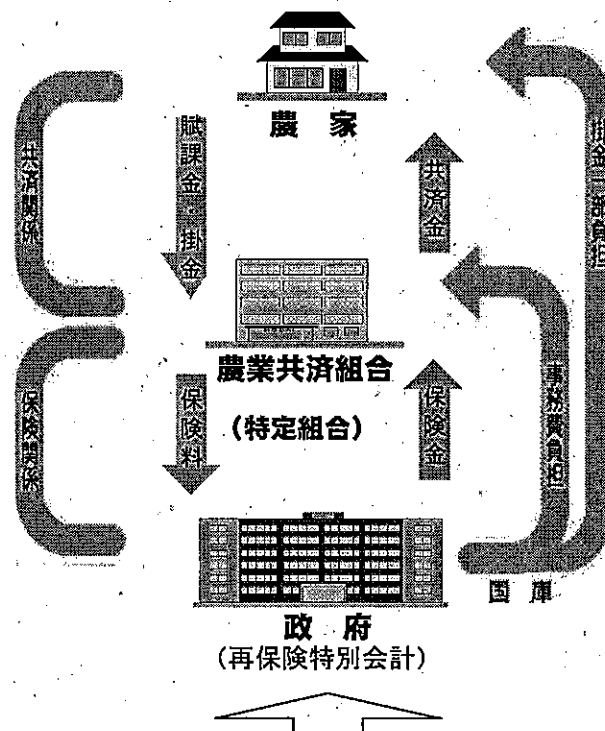
【本県の農業共済事業の種類】



【三段階制】 1県複数組合等  
(本県他40道府県)



【二段階制】 1県1組合  
(特定組合・6都県)



平成12年度……熊本県  
 平成16年度……東京都・神奈川県・福井県  
 平成22年度……群馬県  
 平成24年度……沖縄県